

☆調査の前に…

調査にお答えいただく前に貴施設（平成27年 月 日現在）について伺います。
この設問（F1～F4）はいただきました回答を統計的に分析・集計するために使用するものです。
貴施設を特定し、指導や注意を行うことは一切ありません。必ずご記入ください。

F1 貴施設の種別を別表にて確認のうえ、該当する「番号」を記載してください。 回答

F2 貴施設の形態を○で囲んでください。 1 独立した建物 2 ビル、地下街の一部を使用

《F1の別表のうち「17 飲食店(中略)その他これらに類するもの」に該当する施設のみお答えください》

F3 貴施設の規模（建物または管理している範囲の床面積）は100㎡以下ですか。

1 はい 2 いいえ

《F1の別表のうち「18 ホテル、旅館その他これに類するもの」に該当する施設のみお答えください》

F4 貴施設の規模（建物または管理している範囲の床面積）は700㎡以下ですか。

1 はい 2 いいえ

☆問1～問6はあなた（「施設の管理者または責任者」をいう。以下同じ）の「受動喫煙」のお考えについてお聞きします。

◎「受動喫煙」とは…

たばこの煙が拡散しない室内やこれに準ずる環境において、「自分の意思に反して」、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

問1 あなたは「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

- 1 言葉も意味も知っている
 2 言葉は知っている
 3 知らなかった（今回の調査で初めて知った）

問2 あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。

次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

- 1 健康への影響がある
 2 健康への影響はない【⇒問4にお進みください。】
 3 わからない【⇒問4にお進みください。】

《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ施設管理者がお答えください。》

問3 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。

次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。（1つの項目に○は1つ）

- | | | | |
|----------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める | <input type="checkbox"/> 1 そう思う | <input type="checkbox"/> 2 そう思わない | <input type="checkbox"/> 3 わからない |
| イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める | <input type="checkbox"/> 1 そう思う | <input type="checkbox"/> 2 そう思わない | <input type="checkbox"/> 3 わからない |
| ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める | <input type="checkbox"/> 1 そう思う | <input type="checkbox"/> 2 そう思わない | <input type="checkbox"/> 3 わからない |
| エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める | <input type="checkbox"/> 1 そう思う | <input type="checkbox"/> 2 そう思わない | <input type="checkbox"/> 3 わからない |

《問4は、すべての施設管理者がお答えください。》

問4 あなたは「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（以下「受動喫煙防止条例」といいます）についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

- 1 内容を知っている
 2 内容を少し知っている
 3 条例があることは知っている【⇒問6にお進みください。】
 4 知らなかった（今回の調査で初めて知った）【⇒問7にお進みください。】

《問5は、問4で「1 内容を知っている」「2 内容を少し知っている」を選んだ施設管理者がお答えください。》

問5 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。（○はいくつでも）

- 1 不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである
- 2 学校や病院、官公庁施設は禁煙にしなければならない
- 3 飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙にしなければならない
- 4 小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務（※）である
- 5 全ての施設で、条例の基準を満たした喫煙所の設置が可能である
- 6 施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない
- 7 保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席（区域）に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない
- 8 条例で定められている義務を果たさない施設には罰則（過料）が科される場合がある

（※）これらの施設は、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

《問6は、問4で「1 内容を知っている」、「2 内容を少し知っている」、「3 条例があることは知っている」を選んだ施設管理者がお答えください。》

問6 あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）

- | | | |
|--|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 県のたより | <input type="checkbox"/> 2 市町村の広報紙 | <input type="checkbox"/> 3 新聞報道 |
| <input type="checkbox"/> 4 テレビ・ラジオ番組 | <input type="checkbox"/> 5 タウン紙 | <input type="checkbox"/> 6 雑誌 |
| <input type="checkbox"/> 7 イベント・街頭キャンペーン | <input type="checkbox"/> 8 条例の説明会 | <input type="checkbox"/> 9 県の職員の訪問 |
| <input type="checkbox"/> 10 県のチラシ・リーフレット | <input type="checkbox"/> 11 ポスター | <input type="checkbox"/> 12 ホームページ |
| <input type="checkbox"/> 13 家族・友人からの情報 | <input type="checkbox"/> 14 加入している団体からの情報 | <input type="checkbox"/> 15 禁煙や分煙の表示 |
| <input type="checkbox"/> 16 その他（具体的に： _____） | | |

☆問7～問15は貴施設の「受動喫煙」の取組み等についてお聞きします。

《問7は、すべての施設がお答えください。》

問7 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙又は分煙にしたり喫煙所を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

- * 貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。
- * 従業員のみが利用する事務室や特定の利用客しか利用しない屋内（宿泊施設の客室など）を除きます。

- 1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる
 2 受動喫煙防止対策に取り組んでいない（屋内の全ての場所で喫煙できる）
【⇒問11にお進みください。】

《問8～問10は、問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者がお答えください。》

問8 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。（○はいくつでも）

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1 利用客の健康を守るため | <input type="checkbox"/> 2 利用客により良いサービスを提供するため |
| <input type="checkbox"/> 3 利用客からの要望があったため | <input type="checkbox"/> 4 従業員の健康を守るため |
| <input type="checkbox"/> 5 従業員からの要望があったため | <input type="checkbox"/> 6 受動喫煙防止は世界的な動きであるため |
| <input type="checkbox"/> 7 条例などにより規制されているため | <input type="checkbox"/> 8 会社・本部などの方針であるため |
| <input type="checkbox"/> 9 テナントとして入っている施設等の方針であるため | |
| <input type="checkbox"/> 10 その他（具体的に： _____） | |
| <input type="checkbox"/> 11 特に理由は無い | |

問 9 現在の貴施設の施設内における受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(○は1つ)

- 1 施設内「禁煙」を実施している(喫煙所なし)
- 2 施設内「禁煙」を実施している(喫煙所あり)
※喫煙所=たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、たばこを吸うためだけの場所
- 3 施設内「分煙」を実施している(喫煙席(区域)がある)
※喫煙席(区域)=たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、食事など施設のサービスを受けられる場所
- 4 施設内を「喫煙所」のある「禁煙」や「喫煙席(区域)」を設けた「分煙」を実施しているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない(あるいはその可能性がある)
- 5 昼食時など一定の時間帯は、「禁煙」にしている(または禁煙席を設けている)
- 6 その他の対策(具体的に:)

問10 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)

ア	たばこを吸わない利用客の来店	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない	
イ	たばこを吸う利用客の来店	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない	
ウ	たばこを吸わない利用客の反応	1 良い	2 どちらかというが良い	3 どちらかという良くない	4 良くない	5 わからない
エ	たばこを吸う利用客の反応	1 良い	2 どちらかというが良い	3 どちらかという良くない	4 良くない	5 わからない

《問11～問13は、**すべての施設**がお答えください。》

問11 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)
* 現在の受動喫煙防止対策を今後も続ける場合は、その対策に当てはまる選択肢に○をしてください。

- 1 施設内「禁煙」を実施する(喫煙所なし)
- 2 施設内「禁煙」を実施する(喫煙所あり)
※喫煙所=たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、たばこを吸うためだけの場所
- 3 「施設内分煙」を実施する(喫煙席(区域)を設ける)
※喫煙席(区域)=たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、食事など施設のサービスを受けられる場所
- 4 その他の対策(具体的に:)
- 5 どのような受動喫煙防止対策に取り組むかは検討中である
- 6 受動喫煙防止対策には取り組まない(屋内の全ての場所で喫煙可とする)

問12 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。(○はいくつでも)

- 1 利用客や売上げの減少
- 2 利用客とのトラブルの増加
- 3 喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題
- 4 喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや施設の構造の問題
- 5 受動喫煙防止条例などで義務付けられていない
- 6 喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や分煙設備が無駄になる可能性
- 7 テナントとして入っている施設の管理者との調整
- 8 会社・本部などとの調整
- 9 施設の外での喫煙の増加
- 10 その他(具体的に:)
- 11 特に課題は無い

問13 あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。次の中から3つまで選んでください。(○は3つまで)

- 1 受動喫煙による悪影響についての普及啓発
- 2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発
- 3 たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート
- 4 未成年者への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協働
- 6 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援
- 7 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援
- 8 受動喫煙防止に関する規制の強化【⇒問14もお答えください。】
- 9 受動喫煙防止条例の着実な運用
- 10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進【⇒問15もお答えください。】
- 11 その他(具体的に:)

《問14は、問13で「**8 受動喫煙防止に関する規制の強化**」を選んだ方がお答えください。》

問14 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

- 1 飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき
- 2 小規模な飲食店などの特例第2種施設(※)にも条例の規制を義務付けるべき
- 3 禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき
- 4 罰則を厳しくすべき
- 5 職場も対象にすべき
- 6 屋外も対象にすべき
- 7 その他(具体的に:)

⇒【問16にお進みください。】

(※)特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

《問15は、問13で「**10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進**」を選んだ方がお答えください。》

問15 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

- 1 学校や病院、官公庁施設などの第1種施設も分煙を選択できるようにすべき
- 2 飲食店・ホテル、娯楽施設などの第2種施設も条例の規制を努力義務とすべき
- 3 小規模な飲食店などの特例第2種施設(※)は条例の規制の対象から外すべき
- 4 条例が定めた禁煙や分煙などの表示以外にも、施設のイメージにあった独自の表示を認めるべき
- 5 禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき
- 6 罰則を弱める、または無くすべき
- 7 受動喫煙防止条例を無くすべき
- 8 その他(具体的に:)

(※)特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

★最後に、受動喫煙防止条例など受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒で、 月 日 ()までにご投函ください。(切手は不要です)
(※別表を返送していただく必要はありません。調査票のみ返送してください。)